

～農業者の皆様へ～

台風19号の影響によりほ場に堆積した
稲わら等の処分について

この度の台風19号により、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、台風19号では、河川の氾濫により稲わら等*が散乱・堆積し、今後の農作業に支障をきたすことが見込まれるほ場が散見されています。

そのため、独力でほ場等に堆積している稲わら等を処分することが難しい農業者の方に対して、本町においてその規模と件数を把握し、処分の検討を行いたいと考えております。

つきましては、稲わら等の処分にお困りの農業者様におかれましては、以下の内容を一読の上、石川町役場産業振興課までご連絡ください。

1. お伝えいただきたい内容

- ・お名前
- ・ご住所
- ・稲わら等が堆積しているほ場の地番/総面積/総筆数

2. 注意事項

- ・現時点では補助の内容等は未定であり、詳細が決まり次第折り返しご連絡申し上げます。
- ・確認書類として稲わらが堆積している様子がわかる写真をご用意ください。

3. 連絡先

石川町産業振興課農政係 (TEL: 26-9126)

※ 稲わら等には、漂着ゴミや流木、飼料用ロールなどを含まれます。